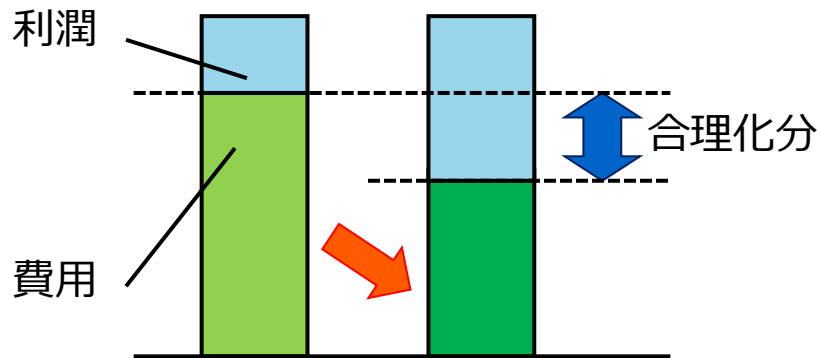


福島第一原発の廃炉に充てるための 送配電事業の合理化分の扱いについて

2016年11月16日
資源エネルギー庁

- 1 F 廃炉費用については、東電がグループ全体で総力を挙げて徹底した経営合理化により財源を捻出することとされている。
- 他方、規制料金下にある送配電事業を行う東電パワーグリッドにおいて、経営合理化により一定の超過利潤を生じた場合、現行の託送収支の事後評価においては、託送料金の値下げを命ぜられることがあり得る。
- こうした中で、東電パワーグリッドの合理化分を確実に 1 F 廃炉に充てるためには、どのような制度的手当が必要か。



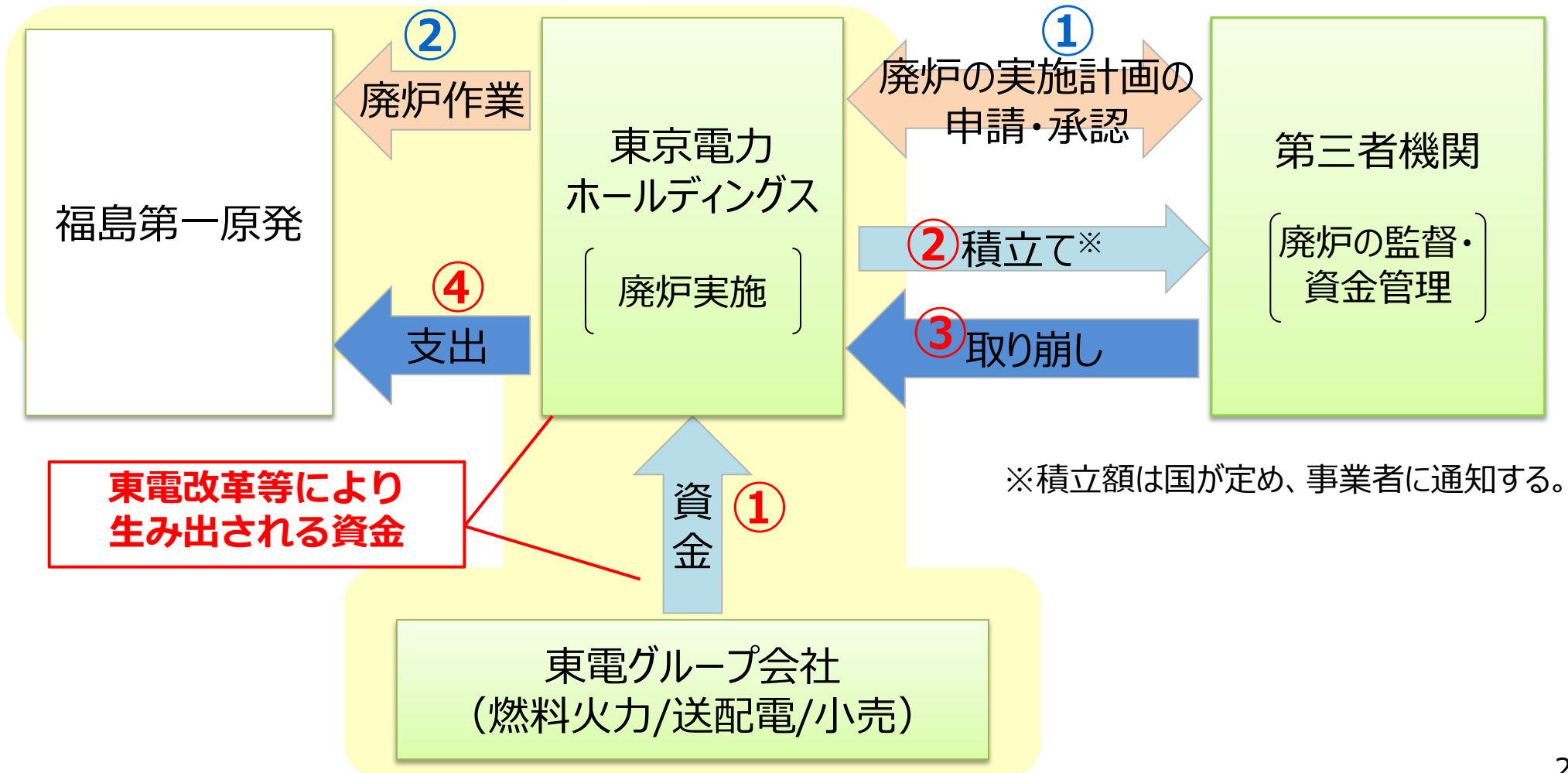
- 東京電力エナジーパートナー（小売部門）及び東京電力フュエル＆パワー（発電部門）においては、合理化努力による利益を自由に親会社（東京電力ホールディングス）に配当するなどして、1 F 廃炉に充当することが可能。
- 他方、東京電力パワーグリッド（送配電部門）は総括原価方式の料金規制下であり、合理化努力による利益を自由に親会社に配当することはできない。
- 例えば、託送収支の超過利潤が一定の水準に達した場合や、想定原価と実績原価の乖離率が一定の比率を超えた場合は、電気事業法の規定に基づき託送料金の値下げを求められることがある。

(参考) 確実な資金管理のための積立金制度

2016年11月 第2回貫徹小委員会
事務局提出資料

- 東電がグループを挙げた取組により捻出する1 F 廃炉に必要な資金について、その管理を適切に行うため、第三者機関が資金管理を行うスキームとしては、以下のような案が考えられる。

＜第三者機関による資金管理スキームのイメージ＞

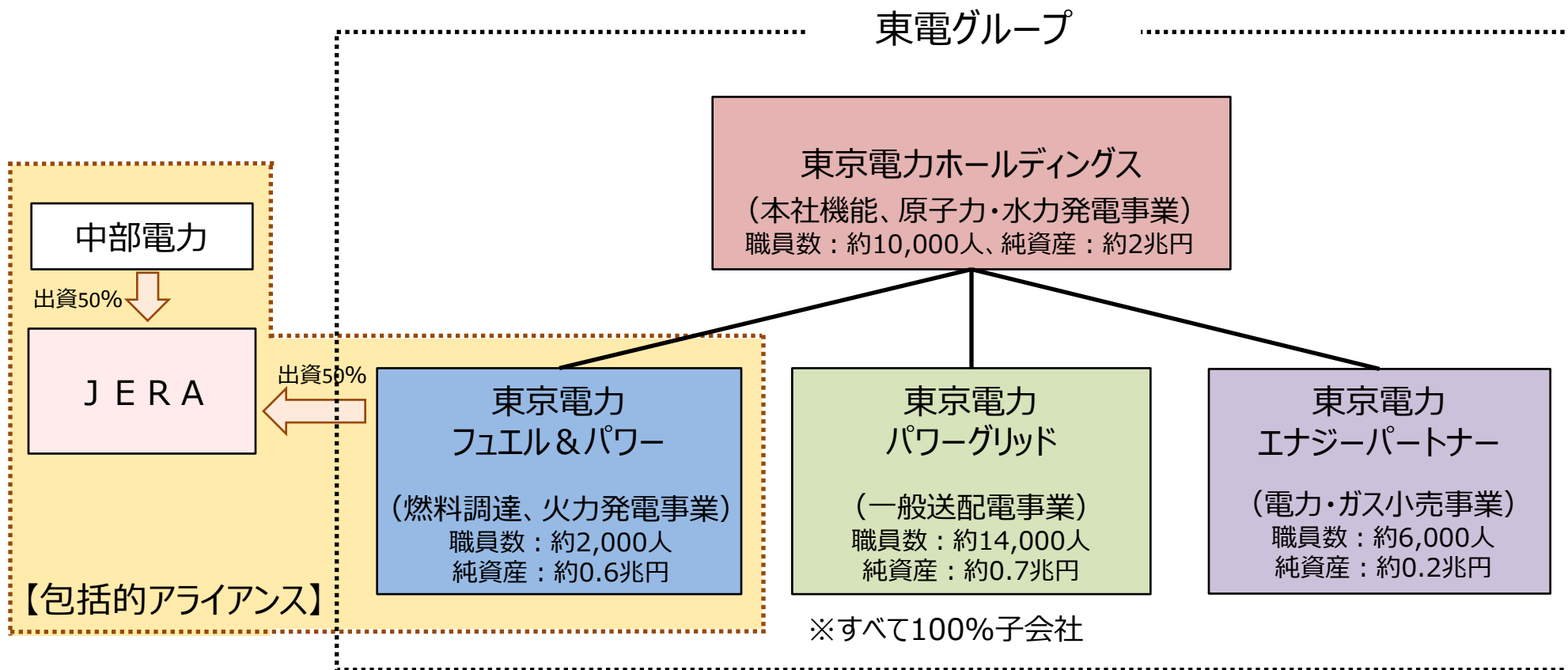


(参考) 東電の会社分割 (H Dカンパニー制)

2016年11月 第3回 財務会計WG
事務局提出資料

- 東電は、「新・総合特別事業計画」に基づき、電力システム改革を先取りし企業価値を高め福島再生の加速につなげるべく、本年4月1日に会社分割を行い、H Dカンパニー制に移行した。

【会社分割後の東電の体制】

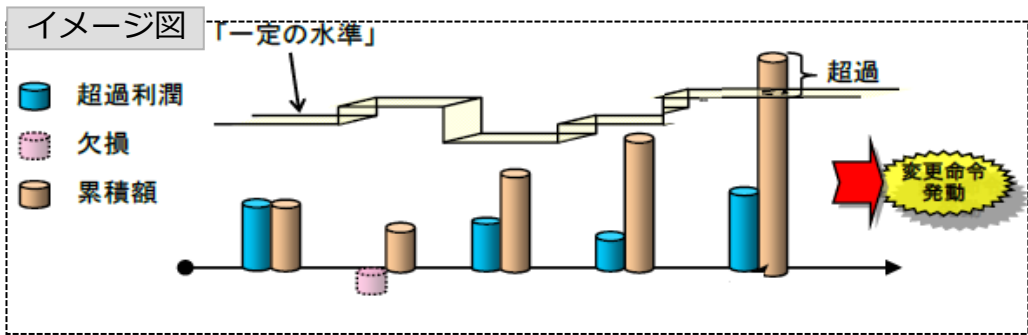


(参考) 託送収支の事後評価① -超過利潤のストック管理-

◆ストック管理方式による超過利潤の管理

託送収支において生じた超過利潤※または欠損額について、毎年度の累積額を管理し、当該累積額が「一定の水準」を超過した場合、現行料金の根拠とした想定原価または想定需要が妥当性を失ったとして、料金の変更命令を発動することで、超過利潤を需要家に還元するもの。

※**超過利潤**：送配電部門の託送供給によって得た営業収益（≡託送料金収入）から、営業費用（≡託送料金原価）及び事業報酬額等を控除した金額



「超過利潤」
≡ 営業損益 - 事業報酬額

「一定の水準」
≡ 送配電部門の固定資産の平均帳簿価額
× 事業報酬率

各電力会社の託送収支における超過利潤の推移

(単位：百万円)

		北海道	東北	東京	中部	北陸※	関西	中国※	四国	九州	沖縄※
「一定の水準」額		16,670	46,003	133,586	58,499	13,927	66,876	27,916	13,046	46,960	5,420
	事業報酬率	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%	3.3%	2.9%	3.0%	2.9%	2.9%	3.0%
超過利潤累積額	2015年度末	▲9,474	▲4,155	▲26,057	▲36,733	0	▲21,531	0	▲2,994	16,036	0
	2014年度末	1	18,166	17,975	▲20,860	0	▲2,454	0	1,348	31,081	0
超過利潤額 (単年)	2015年度	▲9,476	▲22,321	▲44,032	▲15,872	▲1,580	▲19,096	▲3,281	▲4,342	▲15,044	▲29

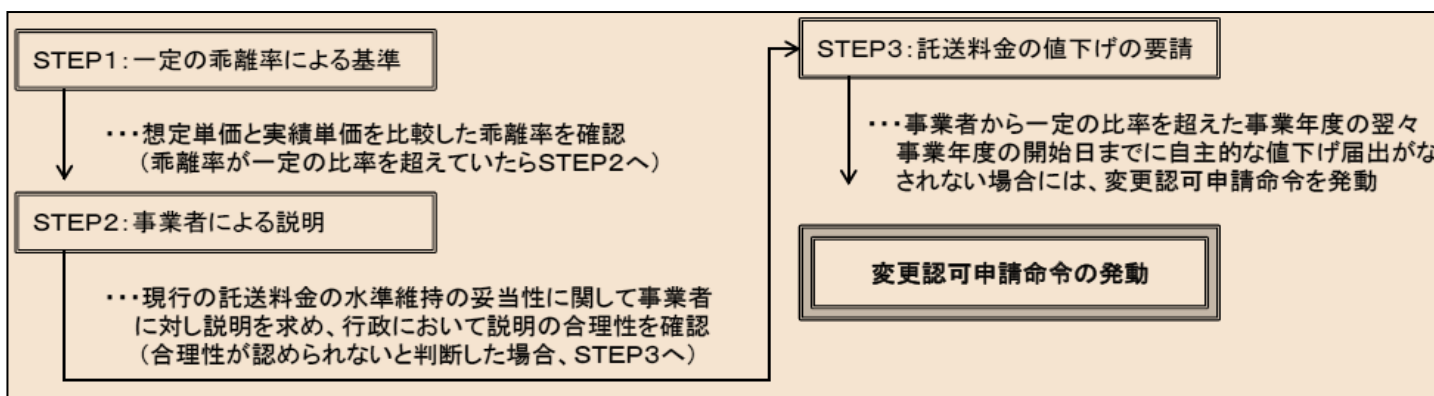
※2015年の料金審査で原価洗替えを行ったため、累積額リセット 4

(参考) 託送収支の事後評価② -想定原価と実績単価の乖離率-

◆想定単価と実績単価の乖離率

想定単価（想定原価÷想定需要量）と実績単価（実績費用÷実績需要量）を比較した乖離率が、
＜STEP1＞一定の比率を越える場合、
＜STEP2＞一般送配電事業者から現行託送料金水準の妥当性の説明を求め、
＜STEP3＞事業者の説明に合理性が認められないと判断した場合、託送料金の値下げを要請。

翌々事業年度の開始日までに自主的な値下げ届出がなされない場合には、電気事業法に基づく料金の変更命令が発動される。



$$\text{乖離率 (\%)} = ((\text{実績単価} / \text{想定単価}) - 1) \times 100$$

一定の比率：マイナス5%

各電力会社の託送収支における乖離率の推移

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
2015年度	2.69%	0.86%	2.53%	-	2.91%※	2.45%	1.56%※	2.53%	△1.36%	0.46%※
2014年度	△1.57%	△0.29%	4.35%	3.96%	3.44%	0.23%	△1.31%	2.18%	△1.88%	△3.39%
2013年度	3.99%	△2.65%	△2.24%	2.22%	2.69%	2.83%	2.13%	1.19%	△5.64%	△3.99%
2012年度	4.78%	△1.87%	3.28%	1.93%	6.33%	3.14%	2.68%	2.64%	1.57%	1.55%

※当該年度単年の実績単価相当額との比較

託送収支の事後評価における扱い

- 送配電事業を営む東電パワーグリッドの合理化分を確実に 1 F 廃炉に充てられるようにするため、託送収支の事後評価に例外を設ける必要がある。
- 具体的には、託送収支の事後評価において、東電パワーグリッドの合理化分のうち、1 F 廃炉に充てる分について、①超過利潤から除外するとともに、②託送費用の実績として算入するようにしてはどうか。
- なお、超過利潤から除外する合理化分を料金原価に算入することは認められない。

<具体的対応>

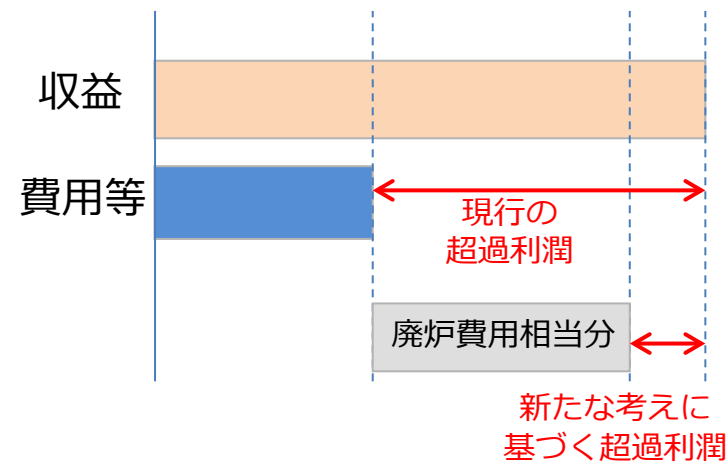
①ストック管理との関係

東電 P G が東電 H D に対して支払う 1 F 廃炉費用相当分について、託送収支の事後評価に際し、超過利潤と扱われないようにするために、費用側に整理して取り扱われるような制度的措置を講じる。

②乖離率との関係

東電 P G が東電 H D に対して支払う 1 F 廃炉費用相当分について、託送収支の事後評価に際し、実績単価の費用内数として扱われるようにする制度的措置を講じる。

<イメージ図>



「超過利潤」≡
営業収益－営業費用－事業報酬額

(参考) 前回WGでの議論

松村委員

何か困ったことがあったら、全部、託送に押しつけばいいやとやって、これが青天井に増えていくという事態が、ちょっと恐ろしくてしょうがないというか、(略) 何か歯どめ感という変なんです、先ほどの委員が、では一体、それは幾らぐらいになるんだとかというようなものでも、幾ら託送に依存するからといって、これはある種ウルトラCなので、次から次へと出してくるものではないと。少なくとも見通せる段階では、これぐらいが上限だと思っていますとかというようなことが何らかの形で出てこない、(略) 今後、出てくるたびに、次から次に出てくるという不安をまき散らすのだけは、何とかどこかの委員会とめなければいけないんじゃないかなと、私自身は思いました。

圓尾委員

東電グループ全体の今、置かれた環境を考えると、これは発電会社か、送電会社か、小売会社かということにかかわらず、やはり福一の事故を起こしたことで傷ついた信用を取り戻すために、やはり一生懸命、福島第一に対しての対応をやっていく必要があって、これは東電と名前がついている以上、パワーグリッドも逃れられるものではないと思いますので、(略) 東電と名前がつく以上は、営業に必要な経費というふうな整理はできるのかなとは思いました。

ただ、そのときに、(略) 東電グループ全体できちつと対応して、決してパワーグリッドだけにしわ寄せがいくようなことがないようにというのはチェックしなければいけないと思いますし、それから、もう一つは、まさにご指摘のように、では福一の対応が原価として認められたら、どんどんこれを使えばいいやということになって、全国的には託送料金が合理化によってどんどん下がっているのに、東京電力管内だけ高止まりするなんていうことがあってはいけないと思いますので、ほかに比べてどう乖離しているかということで、一定の歯どめをかけなきゃいけないとも思いますし、それから、例えば乖離率5%とかというのがありましたけれども、(略) 5%のままでいいのかどうかというのも、一度はきちつと議論しなきゃいけないということかなと思っています。

村松委員

託送収支の事後評価の話ですけれども、これは私は、合理化が進んで利潤が生まれた部分が賠償金に回るということについては、個人的な感情としては負担やむなしと思ってはいるんですね。選択の余地はなかったとはいえども、福島原発で発電された電力を享受していたわけですから、これを負担するのは仕方がないというような。(略) 膨らまないようにということなことを考えますと、やはりこちらの事後評価について、ルールと審査プロセスというのについては透明性というのがきちんと確保されていないと、ここは納得感が得られないところだと思います。

留意点① 値下げ機会の確保

- 前述の方法により送配電事業の合理化分を1 F 廃炉資金へ充当できるようにした場合、東電パワーグリッドの託送料金の値下げ機会が不当に損なわれないよう、託送収支の事後評価において、例えば以下のように対応することとしてはどうか。

<課題>

合理化分の1 F 廃炉資金への充当を認めた場合、当分の間、東電P Gの超過利潤・乖離率が値下げ命令の基準値に達することが事実上なくなり、値下げ命令の検討を行う機会がなくなる可能性がある。

このため、託送料金の値下げ機会が不当に損なわれることがないよう、別途の評価方法を定めることで、一定の場合に合理化分が託送料金の値下げ原資として適切に還元されるようにすることが必要。



<対応案>

東電P G自体の超過利潤・乖離率の代わりに、他の一般送配電事業者の効率化達成状況によって判断する。例えば、他の一般送配電事業者の平均乖離率が一定の基準を超えている場合、あるいは他の一般送配電事業者の多くが経営効率化に伴う託送料金の値下げ届出を行った場合には、「東電P Gも同様の経営効率化により値下げを行い得る状況にある」と判断し、ヒアリングを行った上で、必要に応じて値下げ命令を出す。

留意点② 東電 P G の過大な負担の回避

- 送配電事業の合理化分を 1 F 廃炉資金へ充当できるようにした場合、東電グループ全体の中で東電 P G の負担が過大なものにならないよう、託送収支の事後評価において、例えば以下のように対応することとしてはどうか。

<課題>

東電 P G の合理化分は、「東電グループ全体での不断の努力の一環で東電 P G も応分の負担をすべき」という考えの下に 1 F 廃炉資金に充てられることとなる。しかしながら、東電グループ全体の取組が不十分な中で、例えば廃炉資金の大部分が東電 P G の合理化分に由来する等、過大な負担が生じる可能性がある。



<対応案>

東電グループ内での負担の公平性の確保する観点から、託送収支の事後評価においては、例えば収益性や資産状況を参考に、グループ各社との負担の程度を比較し、著しく不適当な分担となっていないかどうかを確認する。

※グループ各社の負担の程度を比較するに当たっては、1 F 廃炉資金への寄与分のみならず、例えば東電ホールディングスの企業価値の向上への寄与分等を総合的に考慮する。